

野田市行政改革大綱の改訂の一部の素案に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市行政改革大綱の改訂の一部の素案

2 意見の募集期間

平成27年 1月13日（火）から平成27年 2月12日（木）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	3件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 3件
③政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3 公共施設等の適正な維持管理			
(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の策定			
1	<p>ファシリティマネジメントを「施設の長寿命化計画」と定義して策定されていると思われます。しかし、昨今、総務省では人口減少を見込んで老朽施設の統合や廃止に対して支援を強化する方針を示しています。（2015年から）</p> <p>人口減少は野田市内をミクロにみても人口バランスの変化として当然に予想されることであり、公共施設の長寿命化だけではなく人口バランスの変化に応じて統廃合についても積極的に取り組むべきと考えます。</p>	<p>ファシリティマネジメントは、市の施設を総合的に企画・管理・活用することで施設経費の最小化や効果的な維持管理を行うもので、行政需要の状況によっては統合等についても考慮しなければなりません。基本は長寿命化であると考えております。小中学校については、文部科学省より統廃合に関して「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されましたが、市としては、小中学校が地域コミュニティの核であるという歴史的意義を踏まえ、今後もその役割が期待されていることから、統合は行なわず長寿命化を図ってまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	<p>過去、安易無計画な文化財保存意識で受け入れた施設（例えば花野井家住宅など）については、時代の変化と市民の価値観の変化の中でその維持費が妥当な物なのか真剣に検討する時期にあると思われます。</p> <p>これらの文化財となっている公共施設についても、維持して当然と考えることを止めその維持価値の有無を明らかにした上でその維持や廃止の方針を明確にしていくべきと考えます。（まさに過去の遺産が将来の負債になりかねない。）</p>	<p>旧花野井家住宅は、昭和44年に国の重要指定文化財に指定された流山市前ヶ崎にあった住宅を、昭和46年に市が寄贈を受け清水公園の近くに移築したものです。当該建物は、17世紀後半のものと推定され、古風な手法を残している住宅で、千葉県下の古い民家として価値があるものです。また、東葛飾地域の江戸時代を語る上で欠かせない「牧」に関わる文化財として貴重な住宅でもあり、学校等でも昔の暮らしについての教材として有効に利用しており、安易無計画な意識で受け入れたものではございません。</p> <p>文化財に対する地方公共団体の任務については、文化財保護法第3条に「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」と、また、第4条において「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」と規定されております。</p> <p>重要な文化財を後世に残すことは市の責務でもあり、今後も文化財保護法の趣旨に沿った形で適正に維持管理を行い、引き続き重要な文化財として有効活用してまいりたいと考えております。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	<p>過去、茂木佐邸や春風館道場などキッコーマン関係施設の寄贈受入れという形で公共施設化されています。しかし、これら寄贈物件の受入れ評価基準などを明確にしていかなければ、一部の市民の思い入れだけで市の維持費負担が増大して行く様に思えてなりません。</p> <p>これら個人または私企業からの施設寄贈についても受入れ判断の指針を明らかにする必要があります。</p>	<p>市民会館は、昭和31年に当時の野田醤油（株）を経て市に寄附され、32年に市民会館として開館しました。開館当初より貸し部屋業務を行い、市民の文化活動の拠点として、また結婚式の会場などにも使用されてきたものです。建物は、敷地内の茶室とともに平成9年に国の「登録有形文化財」になっています。</p> <p>平成19年度からは、野田市郷土博物館と一体で市民のキャリアデザインの拠点として活用を図ってきており、広く市民の方々に使われ親しまれております。</p> <p>春風館道場は、大正6年建築の建物で、かつてはキッコーマン株式会社の福利厚生施設として使用され、地元の柔剣道愛好家の交流の場として、多くの人たちに親しまれてきました。利用数減少などで企業として春風館道場の存続が難しく、また柔剣道の関係者団体からは、道場の存続を求める意見が市に提出されていたことから、市と同社で協議した結果、今後も柔剣道の奨励・振興の場として活用できることや、「醸造の街・野田」のシンボリックな建築物のひとつであることから、平成20年7月に同社から寄贈していただきました。市が施設の整備を行い、武道の殿堂たる場所として22年6月に開場したものです。また郷土博物館、市民会館と連携してキャリアデザインの施策を進めております。</p> <p>施設の受け入れは、その都度市民により施設の有効利用ができるか等を総合的に判断して受入れて</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		おり、指針等により一律に判断することは適当でないと考えております。	